

令和4年度関東地区公立学校事務長会役員名簿

| 役員 | 氏名 | 学校名 | 学校所在地 | 電話番号 | E-mail | |
|-----|----------|--------------|----------------------|--------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 会長 | 群馬 原澤 誠 | 群馬県立前橋女子高等学校 | 群馬県前橋市紅雲町2-19-1 | 027-221-4188 | harasawa-mak@pref.gunma.lg.jp | |
| 副会長 | 埼玉 安井 伯宏 | 埼玉県立大宮中央高等学校 | 埼玉県さいたま市北区櫛引町2-499-1 | 048-652-6481 | yasui.norihiro@pref.saitama.lg.jp | |
| | 千葉 岡本 恵利 | 千葉県立千葉商業高等学校 | 千葉県千葉市中央区松波2-22-48 | 043-251-6335 | e.okmt2@pref.chiba.lg.jp | |
| 総務 | 群馬 宮前 忠道 | 群馬県立下仁田高等学校 | 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田550-1 | 0274-82-3124 | miyamae-ta@pref.gunma.lg.jp | |
| | 埼玉 平田 淳一 | 埼玉県立和光高等学校 | 埼玉県和光市新倉3-22-1 | 048-463-1207 | hirata.junichi@pref.saitama.lg.jp | |
| 会計 | 群馬 谷地田弘子 | 群馬県立渋川工業高等学校 | 群馬県渋川市渋川8-1 | 0279-22-2551 | yachida-hiroko@pref.gunma.lg.jp | |
| 理事 | 茨城 | 諸岡 重彰 | 茨城県立石岡第一高等学校 | 茨城県石岡市石岡1-9 | 0299-22-4135 | morooka.sigeaki@post.ibk.ed.jp |
| | | 棚井 一博 | 茨城県立下館第一高等学校 | 茨城県筑西市下中山590 | 0296-24-6344 | — |
| | 栃木 | 岡田 宏 | 栃木県立宇都宮清陵高等学校 | 栃木県宇都宮市竹下町908-3 | 028-667-6251 | okadah02@pref.tochigi.lg.jp |
| | | 屋代 聡 | 栃木県立黒磯高等学校 | 栃木県那須塩原市豊町6-1 | 0287-62-0101 | — |
| | 群馬 | 服部 好男 | 群馬県立桐生高等学校 | 群馬県桐生市美原町1-39 | 0277-45-2756 | — |
| | | 高橋 明 | 群馬県立前橋東高等学校 | 群馬県前橋市江木町800 | 027-263-2855 | — |
| | 埼玉 | 金庭 弘直 | 埼玉県立久喜工業高等学校 | 埼玉県久喜市野久喜474 | 0480-21-0761 | — |
| | | 茨木 稔 | 埼玉県立川越西高等学校 | 埼玉県川越市笠幡2488-1 | 049-231-2424 | — |
| | 千葉 | 町田美智子 | 千葉県立君津商業高等学校 | 千葉県富津市岩瀬1172 | 0439-65-1131 | — |
| | | 内藤 孝行 | 千葉県立市川特別支援学校 | 千葉県市川市原木1862 | 047-327-4155 | — |
| | 神奈川 | 竹鼻 修 | 神奈川県立神奈川工業高等学校 | 神奈川県横浜市神奈川区平川町19-1 | 045-491-9449 | takehana.p3k6@pref.kanagawa.lg.jp |
| | | 稲木 知一 | 神奈川県立小田原高等学校 | 神奈川県小田原市城山3-26-1 | 0465-23-1201 | — |
| | 東京 | 小杉 聖子 | 東京都立駒場高等学校 | 東京都目黒区大橋2-18-1 | 03-3466-2481 | seiko_kosugi@member.metro.tokyo.jp |
| | | 齋藤 孝仁 | 東京都立城南高等学校 | 東京都江東区大島3-22-1 | 03-3637-3561 | — |
| | 山梨 | 長島 隆康 | 山梨県立笛吹高等学校 | 山梨県笛吹市石和町市部3 | 055-262-2135 | nagashima-ucs@pref.yamanashi.lg.jp |
| | | 坂本 昌敏 | 山梨県立上野原高等学校 | 山梨県上野原市八沢555 | 0554-62-4510 | — |
| | 横浜 | 持田 和志 | 横浜サイエンスフロンティア高等学校 | 神奈川県横浜市鶴見区小野町6 | 045-511-3654 | ka01-mochida@city.yokohama.jp |
| | 連絡員 | 茨城 | 荻部 隆 | 茨城県立内原特別支援学校 | 茨城県水戸市鯉淵町2570 | 029-259-5813 |
| 栃木 | | 君島 朗 | 栃木県立のざわ特別支援学校 | 栃木県宇都宮市岩曾町1177-2 | 028-689-2655 | — |
| 群馬 | | 松田 美香 | 群馬県立高崎特別支援学校 | 群馬県高崎市乗附町3947 | 027-326-1616 | — |
| 埼玉 | | 鈴木佳乃子 | 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 | 埼玉県川越市笠幡85-1 | 049-231-2121 | — |
| 千葉 | | 内藤 孝行 | 千葉県立市川特別支援学校 | 千葉県市川市原木1862 | 047-327-4155 | — |
| 神奈川 | | 野村 直子 | 神奈川県立平塚ろう学校 | 神奈川県平塚市大原2-1 | 0463-32-0129 | — |
| 東京 | | 田中 葉子 | 東京都立城南特別支援学校 | 東京都大田区東六郷2-18-19 | 03-3734-6308 | — |
| 山梨 | | 山本 信一 | 山梨県立わかば支援学校 | 山梨県南アルプス市有野3346-3 | 055-285-1750 | — |
| 横浜 | — | — | — | — | — | |
| 監事 | 神奈川 | 村上 彰 | 神奈川県立平塚中等教育学校 | 神奈川県平塚市大原1-13 | 0463-34-0320 | — |
| | 東京 | 増田 聡 | 東京都立村山特別支援学校 | 東京都武蔵村山市学園4-8 | 042-564-2781 | — |

関東地区公立学校事務長会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は関東地区公立学校事務長会と称し、事務局を会長が在職する学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校事務と事務長の職務等について調査研究をすると共に、会員の研鑽と情報の交換を行い、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 学校事務及び学校運営に係る調査研究に関する事項
- (2) 事務長の職務・職制等に係る調査研究に関する事項
- (3) 会員の資質及び社会的地位の向上に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、関東地区の公立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の事務長（相当職を含む。）とする。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名もしくは3名
- (3) 総務 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 17名
- (6) 連絡員 9名以内
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任方法は、次の各号による。

(1) 会長、副会長及び監事は、総会で選任する。

なお、会長候補は次期総会開催都県の会長とする。副会長候補は次々期及び次々々期総会開催都県の会長とする。

ただし、それぞれの都県会長が職を辞することとなった場合は、後任の都県会長又は退任した都県会長のいずれかを、次の総会までの期間に限り、本会長、副会長とする。

- (2) 副会長のうち1名は特別支援学校在職者とし(1)の副会長候補が両名とも高等学校在職者の場合、次期総会開催都県の特別支援学校在職者から1名選任する。
- (3) 第1号及び第2号の役員に欠員が生じたときは、第1号及び第2号の規定にかかわらず理事会において選任することができる。
- (4) 理事は、都及び各県事務長会から各2名、市事務長会から1名を選出する。
- (5) 総務及び会計は、会長が指名する。
- (6) 連絡員は、各都県市事務長会の特別支援学校から各1名を選出する。ただし(2)の副会長又は(4)の理事が特別支援学校在職者であれば兼ねることができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 総務は、企画、運営及び広報を分掌し、庶務を分担処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 理事は、各都県市事務長会を代表し、会務の運営及び連絡調整を行う。
- (6) 連絡員は、特別支援学校における第2条の目的及び第3条の事業のために必要な事項を行う。

(7) 監事は、会計及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。
(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が召集する。

(総会)

第10条 総会は年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、次の各号の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 役員（会長、副会長及び監事）の選任
- (5) その他必要と認められる事項

3 総会の議長は、出席者の内から選任するものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決定により総会の議決とする。

(理事会)

第11条 第5条の役員で構成する理事会は、次の各号の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会へ提出する議案に関する事。
- (2) 欠員補充による会長、副会長及び監事の選任。
- (3) その他本会の運営に関する事。

2 理事会の議長の職務は、会長が行う。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び雑収入等の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、会員1名当たり年額1,000円とする。

2 前項の会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 補則

(補則)

第15条 本会則の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

本会則は、昭和52年1月27日から施行する。

昭和54年7月 3日 改正

昭和57年6月25日 改正

平成 3年6月26日 改正

平成 7年6月14日 改正

平成12年6月14日 改正

平成13年6月20日 改正

平成19年6月29日 改正

平成22年6月25日 改正

平成23年6月17日 改正

平成25年6月21日 改正

平成26年6月20日 改正

令和 2年8月 7日 改正

令和3年度事業報告

本会会則第2条の目的を達成するために、次の事業を実施しました。

- 1 令和3年7月、茨城県つくば市「つくば国際会議場」で「第45回関東地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため集合開催を中止とし、書面開催となりました。
2年連続の中止となってしまいましたが、理事会をオンラインで開催するなど全て書面となることなく工夫して実施をしました。
研究発表は集合開催が中止となってしまったため、書面発表、報告となりました。令和3年度の発表は以下のとおりです。
「緊急時事務長対応マニュアル～その時！慌てないために～」を茨城県
「障害者雇用の現状について」を栃木県
「新型コロナウイルス感染症への対応について」を群馬県
よりそれぞれ書面発表、報告となりました。
総会では、令和2年度事業報告・決算報告並びに令和3年度役員改選案、令和3年度事業計画案・予算案が承認され、役員の新旧交代が決定しました。
- 2 令和3年11月12日、オンラインにて、関東地区公立学校事務長会理事会が開催されました。
議事では、関東地区公立学校事務長会活動経過報告・会計中間報告、第45回研究協議会並びに総会決算報告、第46回研究協議会並びに総会の開催(案)、令和3年度事業計画(案)、会報発行計画(案)が承認され、次回(第46回)総会に提案されることになりました。
協議では、各都縣市活動状況報告行われ、各都縣市から活動状況、今後の課題等、新型コロナウイルス感染症に伴う状況等が報告されました。
情報交換については、オンライン会議の時間が限られていたため、後日書面により情報交換を行いました。
- 3 会報の発行
会報第86号及び第87号を発行し、会員に全国及び関東地区事務長会の動向等をお知らせしました。

令和4年度 事業計画

本会会則第2条の目的を達成するため組織の拡充に努め、各都縣市相互の連携を図りながら、次の事業を実施する。

- 1 研究協議会並びに総会を開催し、本年度の事業目標を決定するとともに、研究発表及び研究協議を通じて会員の資質の向上を図り、各都縣市の連携を深める。
- 2 全国公立学校事務長会の活動と連携して、公立学校事務室の在り方について情報交換を継続するとともに、学校事務職員等の職制の整備確立について研究を深め、関係各機関の理解と協力を得ながらその推進を図る。
- 3 会報88号及び89号を発行し、本会の活動、全国公立学校事務長会、及び関東各都縣市事務長会の活動状況を伝達するとともに会員相互の交流を図る。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。